

福井県敦賀市民間最終処分場事案について

令和3年6月現在

事案の概要

・事案の経緯

昭和62年から管理型最終処分場を設置していた産業廃棄物処理業者が、平成8年5月以降平成12年まで、無許可で処分場の容量を変更し、届出容量（約9万m³）を大きく超える約119万m³の埋立処分を行った。

埋立地から漏出した浸出液が、処分場周辺の地下水および直下を流れる木の芽川へ漏出した。

・支障等

排水基準を超過した浸出液が木の芽川に漏出することにより下流域の水源井戸等が汚染されるおそれがある。



<処分場概要>

許可容量：約 9万m³
 投棄量：約119万m³
 産業廃棄物 約84万トン
 一般廃棄物 約35万トン
 埋立面積：約 8万㎡

対策工の概要

事業主体：福井県

<事業実施面積：約21万m²>

① 木の芽川への流出防止対策

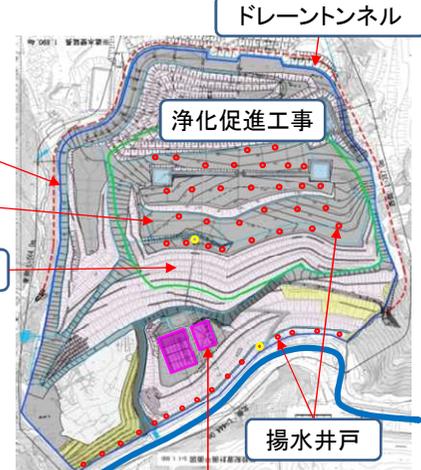
護岸付近に遮水壁を設置し、遮水壁内側の浸出水を揚水することで、流出を防止する。



遮水壁（全周）

キャッピング（舗装）

キャッピング（遮水シート）



ドレーントンネル

浄化促進工事

揚水井戸

② 浸出水低減及び浄化対策

遮水壁およびキャッピング等を設置し、地下水流入と雨水浸透を抑制する。

揚水した保有水と浸出水を、県水処理施設にて浄化処理する。



県水処理施設

行政対応・責任追及

・行政対応

本事案に係る検証では、①指導監督権限の行使が不十分②関係機関等との連携不足③県の組織内体制が不十分等指摘され、それに対し、①行政処分基準の見直し等、不適正処分への厳正な対応②市町、警察署、土木事務所等関係機関との連携強化③警察職員の配置等廃棄物行政に係る組織体制の強化等を実施した。

・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償等を実施する。

スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
① 木の芽川流出防止対策※	→										
② 浸出水低減及び浄化対策	→										

総事業費：平成17年度～令和4年度 約111億円
 （うち産廃特措法対象事業費 約78億円）

※浸出水の揚水を実施。